

三位一体の改革に対する緊急アピール

平成16年度を初年度とする「三位一体の改革」は、地方交付税等が大幅に削減されるなど、地方財政に大きな打撃を与えている。

これによってもたらされた財源不足は、福祉や教育など住民サービスの根幹を支える地方にとって、短期間では容易に克服できるものではなく、すべての自治体は、必死の改革によって、この困難な状況に立ち向かっている。

しかし、政府の経済財政諮問会議では、地方交付税の改革について、民間議員から地方財政計画を義務部分と自主部分に区分し、財源保障の範囲を義務部分のみとすることや、財務大臣からは地方にまだまだ無駄な歳出があり、17年度及び18年度で7.8兆円の地方交付税を削減すべきという、地方自治体の現状を認識していれば到底あり得ないような提案が出されている。

このような方向がもし具体化されるならば、再び来年度予算において、地方交付税の縮小・削減を突出させ、地方財源を大幅に削減するものとなり、「三位一体の改革」が本来目指していた地方の自主性を高めるどころか、本県のように税源に乏しく地方交付税に大きく依存した地域では地方財政運営は直ちに不可能となる。また、そればかりか、地域経済における公共経済の果たす役割の大きさから考えても、その影響の深刻さは計り知れないものとなる。

また、国庫補助負担金の改革においても、補助率の引き下げ等といった単なる地方への負担の付けかえにすぎない案が示されるなど、理念なき議論が展開されている。

高知県自治体代表者会議は、国が地方行政の実情を的確に捉え、本来の地方分権の理念に立った自主・自立に繋がる「三位一体の改革」を推進するよう、次の点を強くアピールする。

- 1 地方交付税の財政調整、財源保障の両機能を堅持し、その内容の充実強化を図るとともに、各自治体が財政力の強弱にかかわらず安定的な財政運営が可能となるよう確実な財源措置を行うこと。
- 2 国庫補助負担金の改革については、国でやるべき事業と地方でやるべき事業を明確にし、後者については、税源移譲に結びつく改革、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する改革とすること。
特に、地方への一方的な負担転嫁を強いる国庫補助負担率の引き下げや、国の関与が依然として残る交付金化など、三位一体の改革と無関係な見直しは、絶対に行わないこと。

平成16年11月16日

高知県自治体代表者会議

議長 高知県知事職務代理者

高知県副知事	吉 良 史 子
高知県議会議長	森 雅 宣
高知県市長会会長	岡 崎 誠 也
高知県市議会議長会会長	尾 崎 武 志
高知県町村会会長	藤 崎 富士登
高知県町村議会議長会会長	西 村 芳 成